

## 議案第12号

津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について

津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約を締結することについて、津島市と協議するものとする。

令和6年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約を津島市と締結することに関する協議について、議会の議決を経る必要があるからである。

## 津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約

津島市及び愛西市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、津島市及び愛西市が相互に連携し、それぞれの区域における消防力の向上を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 津島市及び愛西市は、前条に規定する目的を達成するため、次条第1項に規定する取組において役割を分担し、連携して事務を処理するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 津島市及び愛西市が相互に連携する取組は、はしご自動車の購入及び維持管理とする。

2 前項に規定する取組の役割分担については、津島市及び愛西市が協力し、均等に役割を果たすものとする。

（経費負担）

第4条 前条第1項に規定する取組に要する経費のうち、はしご自動車の購入に要する費用の2分の1に相当する部分については、津島市及び愛西市が均等に負担するものとし、当該費用の4分の1に相当する部分についてはそれぞれの区域の面積に応じ、当該費用からこれらの部分を控除した部分については当該区域内に存する高さ15メートル以上の建築物の数に応じ、それぞれ<sup>あん</sup>按分して負担するものとする。

2 前条第1項に規定する取組に要する経費のうち、はしご自動車の維持管理に要する費用の負担については、津島市及び愛西市が協議して定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 津島市長及び愛西市長は、この連携協約の推進に係る連絡調整を図るため、連絡会議を開催するものとする。

（委任）

第6条 この連携協約に定めのない事項又はこの連携協約について疑義が生じたときは、津島市長及び愛西市長が協議して、これを決定するものとする。